

年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍年金係
☎ 76 - 2151 内線 222、223

国民年金の付加年金という お得な制度があります

▼付加年金の保険料は月額 400 円です
定額保険料に付加保険料をプラスして
納付すると将来受け取る老齢基礎年金に
付加年金が上乘せされます。

納めた付加保険料は、将来、付加年金と
して 2 年間受け取るだけで取り戻せます。

▼いくら上乘せされるかという...

付加年金の受給額 (年額)

受給基本額 200 円 × 付加保険料を納め
た月数の付加年金が加算されます。

例：付加保険料を 10 年間納めた場合

○納付する付加保険料

400 円 × 10 年 (120 月) = 48,000 円

○付加年金受給額 (年額)

200 円 × 10 年 (120 月) = 24,000 円

したがって、付加年金を 2 年間受給する
と、納付した付加保険料総額と同額になり、
3 年目以降も継続され、「もらい得」になる
大変お得な制度です。

▼付加年金に加入できる人

国民年金の第 1 号被保険者と 65 歳未満
の任意加入被保険者です (国民年金基金に
加入中の方は加入できません)。

津別病院・予防接種受付時間延長のお知らせ

日本脳炎予防接種の受付時間

旧：毎週月曜日 15:00 ~ 15:30 → 新：毎週月曜日 15:00 ~ 16:00

問い合わせ先 津別病院 ☎76-2121

知ってますか？ 道の「苦情審査委員」制度

道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北
海道苦情審査委員」制度です。

皆さん自身の利害に係わる苦情であれば、「苦情審査
委員」に申立てができます。

皆さんに代わって、「苦情審査委員」が公正で中立的な
立場から、道の機関に対し、必要な調査等を行います。

審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題がある
ときは、道の機関に是正や改善を求めます。

もちろん、個人情報の保護にも十分配慮します。

申立て方法

道庁『道政相談センター』及び各総合振興局の総務課
に用意している苦情申立書 (道のホームページからもダ
ウンロードできます) に必要な事項を記入し、提出して
ください。郵送、FAX、メールでも申立てができます。

問い合わせ先

北海道総合政策部知事室道政相談センター

☎ 011 - 204 - 5523 (直通)

F A X 011 - 241 - 8181

メール kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

新しい動き続々！ 津別町の地方創生最前線！！

～現在インターネットで公開中、町のHPをご覧ください～

まちづくり会社、コワーキングスペース、ゲストハウス、道東エリアノ
ベーションプロジェクト、庁舎建設による新しい町のカタチづくりや、歌のう
ますぎる心理カウンセラー山田賢明さんの弾き語りライブなどなど。最近メディアにも多く取り上げられる津別町の地方
創生の取り組みをご紹介します。なぜ津別町は地方創生に強く取り組むのか？ 今も激しく動く津別町の地方創生に迫ります！



この番組は、津別町の今を映像で定期的に発信 (月 1 回) す
ること、町民の町づくりへの参加促進、移住・定住の促進、ふ
るさと納税の拡大を図り、町づくりの記録を残すことで、10 年
後 20 年後の町民への財産とします。完成した映像は、町の Web
サイトや道東テレビ、YouTube 等で公開いたします。また、さん
さん館、津別病院、道の駅あいおいに設置された「デジタルサ
イネージ (映像看板)」でも視聴することができます。
※タウンニュースつべつは、ふるさと納税の寄附金により制作しています。

《取材希望企業・飲食店・生産者募集!! 詳しくは役場住民企画課まで》
問い合わせ先 住民企画課 企画係 ☎ 76 - 2151 (内線 215)

介護保険制度のお知らせ

介護保険施設の居住費及び 食費の減額申請

介護保険施設 (特別養護老人ホ
ム、介護老人保健施設、介護療養型
医療施設) に入所、またはショート
ステイを利用されている方の居住
費、食費負担額の減額認定期間が
7 月 31 日で満了することに伴い、
8 月 1 日からの減額認定の更新手
続き及び新規の申請を受け付けて
います。

これは、本来自己負担となる介
護保険施設での居住費と食費
(ショートステイを含む) について
町民税非課税世帯の方を対象に負
担の軽減を図るものです。
なお減額認定は、申請のあった
月の初日までしかさかのぼること
ができませんので、ご注意ください。

負担軽減の基準

申請書の添付
書類として、金
融機関への照会
に対する同意書、
預貯金通帳等の
写しが必要とな
り、町は必要に
応じて銀行等に口座情報の照会を
行います。また不正受給があった
際は、加算金が課される場合があ
ります。

| | |
|------|--|
| 所得要件 | ・町民税非課税 ・配偶者も町民税非課税 (別世帯も含む) |
| 資産要件 | 預貯金等が一定額以下 単身世帯：1,000 万円 夫婦世帯：2,000 万円 |

介護保険負担割合証を 送付します

要支援・要介護認定を受けている
方、介護予防・日常生活支援総合事
業対象者の方に、介護サービスに
利用する際の負担割合を記載した
「介護保険負担割合証」を送付しま
す。

現在お送りしている負担割合証
の利用適用期間が 7 月 31 日で満了
することから、8 月 1 日からの負
担割合証を送付しますので、介護
サービスを利用の際に今回お送り
する「介護保険負担割合証」と「介
護保険被保険者証」を、一緒にケア
マネージャーとサービス提供事業
所に提示してください。
※現在お持ちの「介護保険負担割合
証」については 8 月以降各自で破棄
してください。

問い合わせ先

保健福祉課介護係係⑬番窓口
☎ 76 - 2151 (内線 230)

《20 歳前の傷病により障害年金を受けている方へ》 8 月から障害状態確認届 (診断 書) 等の手続きが変更されます

① 今後は所得状況届を提出いただく 必要がありません

日本年金機構が町から所得情報の提供
を受けることとなるため、これまで提出
いただいていた所得状況届 (ハガキ) は、
今後は原則として提出いただく必要があ
りません。
※日本年金機構が前年分の所得の提供を
受けられないときは、これまでどおり所
得状況届の提出が必要となりますので、
届出に関する必要な案内を送付します。

② 障害状態確認届 (診断書) の提出 時期を誕生月の月末に変更します

これまで障害状態確認届 (診断書) は、
7 月末までに提出いただいていた。今
後は誕生月の末日までに提出してい
ただくようお願いいたします。次回診断書
提出予定年月については前回認定時に
ご案内していますが、今年度は令和元年
7 月以降の最初の誕生月に変更となり
ました。
この取扱いは提出期限が 8 月以降と
なる方が対象です。

③ 障害状態確認届 (診断書) の作成 期限が 1 か月以内から 3 か月以内に

拡大されています
これまで 6 月末頃に送付していた障
害状態確認届 (診断書) の用紙は、今後
誕生日の 3 か月前の月末に日本年金機
構より送付します。
この取扱いは提出期限が 8 月以降と
なる方が対象です。仮に障がいの状態
が悪化している場合でも、年金額の改定
は提出期限 (誕生日の属する月の末日)
の翌月からとなります。

④ 障害給付額改定請求書に添付する 診断書も作成期間が拡大されます

これまで障害給付額改定請求書には、
提出する 1 か月以内の障がいの状態を
記入した診断書を添えることとされて
いました。
変更後は提出する 3 か月以内の障が
いの状態を記入した診断書を添えてく
ださい。この取扱いは 8 月以降の請求
分が対象です。

問い合わせ先

役場戸籍年金係
☎ 76 - 2151 (内線 222・223)
・北見年金事務所
☎ 0157 - 33 - 6008